

# 瀬戸内町起業家支援補助金の流れ

～申請から交付まで～

## 交付申請

- 創業計画書（第1号様式） **起業家→町** ※商工会経営指導員の指導を受け作成
- 瀬戸内町起業家支援補助金交付申請書（第2号様式） **起業家→町**

### 【添付書類】

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| (1) 町税納税証明書                    | (5) 設備等の見積書        |
| (2) 空き店舗、空き家又は空き地の所有者による見積書の写し | (6) 起業予定地の位置図      |
| (3) 店舗を改修又は建設する工事請負業者による見積書の写し | (7) 宣誓書（第10号様式）    |
| (4) 広告宣伝費の見積書                  | (8) その他町長が必要と認める書類 |

書類審査後、「適正」と判断した場合

## 交付決定

※実際の交付は交付確定後

- 瀬戸内町起業家支援補助金交付決定通知書（第3号様式） **町→起業家**

事業の内容を「変更・中止・廃止」する場合

- 承認申請書（第4号様式） **起業家→町**

### ☆重要

- ・雇用者を6ヶ月以上雇用
- ・雇用保険加入必須
- ・3親等内の者を除く

## 実績報告

※新規雇用者を6ヵ月雇用後、30日以内

- 瀬戸内町起業家支援事業実績報告書（第5号様式） **起業家→町**

### 【添付書類】

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| (1) 補助対象経費に係る契約書並びに請求書及び領収書の写し  | (4) 店舗等の写真（改修前と完了後） |
| (2) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）    | (5) その他町長が必要と認める書類等 |
| (3) 不動産の取得が証明できるものの写し（不動産取得の場合） |                     |

書類審査後、「適正」と判断した場合

## 交付確定

- 瀬戸内町起業家支援補助金確定通知書（第6号様式） **町→起業家**

- 瀬戸内町起業家支援補助金請求書（第7号様式） **起業家→町**

## 補助金交付

## 取消・返還

※注意 下記の(1)～(3)に該当する場合、補助金の取消及び返還となります。

- 瀬戸内町起業家支援補助金決定取消通知書（第8号様式） **町→起業家**
- 瀬戸内町起業家支援補助金返還通知書（第9号様式） **町→起業家**

- (1) 起業した年度を含む3年度間に許可なく補助決定事業の内容を変更し、又は廃止したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、要綱及び規則に違反したとき。